

平成30年度山形の家づくり利子補給（後期・新築住宅分）事務処理要領

（趣旨）

第1条 この要領は、山形の家づくり利子補給金（後期・新築住宅分）交付要綱（以下「要綱」という。）第28条第3項の規定により、当該利子補給金に係る事務について必要な事項を定めるものとする。

（募集戸数）

第2条 当該利子補給に係る住宅の募集戸数は115戸とする。そのうち、80戸は要綱第3条第5項に定める耐震建替型と同条第6項に定める子育て支援型（一般）の合計とする。

2 募集戸数は予算の範囲内で調整するものとする。

（利子補給の対象）

第3条 要綱第4条第2項に定める住宅の建設工事費とは、住宅本体の建設工事費用のほか下記の費用を含むものとする。なお、住宅の建設工事費には、消費税及び地方消費税を含めることができる。

- (1) 屋外付帯工事費（建築主体工事に付随する電気・給排水・ガスの設備を引く工事費、門、塀、別棟の車庫及び物置、植樹、通路及び空地の整備に要する工事費など）
- (2) 既存住宅の除却費用
- (3) 設計費、工事管理費
- (4) 敷地の測量・整地費用
- (5) 建築確認・中間検査・完了検査申請費用
- (6) 据付工事を伴う家具（壁面収納など）、照明、カーテン、冷暖房設備など
- (7) 住宅性能評価検査費用

（利子補給額の計算方法）

第4条 借入者一人当たりの利子補給額の計算方法は、要綱第17条第1項の規定により融資機関が提出した借入者ごとの返済予定表に基づき、初回返済日を含む月から120箇月目までの各年の金額を次の計算式により計算するものとし、千円未満は切り捨てる。

利子補給額＝借入金残高^{※1}×（建設工事費^{※2}／融資額）×

（計算を行う年の対象月数／12）×利子補給率

※1：各年の12月31日時点の残高

※2：要綱第4条第2項に規定する建設工事費

- 2 要綱第 17 条第 1 項の規定による融資契約締結報告書により金融機関等から報告された利率が利子補給率よりも低い場合には、金融機関等から報告された利率を利子補給率として計算するものとする。
- 3 要綱第 19 条第 1 項の規定による年末残高等報告書により金融機関等から報告された利率が前項により定めた利子補給率と異なる場合は、いずれか低い方を利子補給率として当該年の利子補給の額を計算するものとする。
- 4 要綱第 17 条第 1 項の規定による年末残高等報告書により金融機関等から報告された借入残高が要綱第 16 条第 1 項の規定による融資契約締結報告書により金融機関等から報告された当該年の借入残高と異なる場合は、いずれか低い方を借入残高として当該年の利子補給の額を計算するものとする。
- 5 上記によりがたい場合が生じたときは、融資機関と協議のうえ計算する。

(利子補給の内示額)

第 5 条 要綱第 19 条の規定による内示は、融資機関等別に行い、その金額は借入者ごとに、1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間に返済があったものについて、前条の規定により計算した利子補給金額の融資機関等別の合計額とする。

- 2 前項の内示には、借入者ごとに利子補給金額を明記した書類を添付する。

(記載内容の確認)

第 6 条 要綱第 6 条から第 8 条、第 11 条から第 14 条及び第 17 条に規定する申請等を行う場合は、山形の家づくり利子補給（後期・新築住宅）チェックリスト（別記様式第 1 号）を添えて、提出するものとする。

(書類の送付)

第 7 条 各総合支庁建築課長（以下「建築課長」という。）は、要綱第 29 条により提出された書類を受付し、記載内容を確認後、申込者等の申込種別、氏名、住所、住宅の建設場所等を記載した一覧表を添えて随時県建築住宅課長（以下「建築住宅課長」という。）に送付するものとする。ただし、要綱第 6 条第 1 項の規定による申込書及び要綱第 13 条第 1 項の規定による中間検査申請書においてはこの限りではない。

(利子補給予定者の決定等)

第 8 条 建築課長は、要綱第 6 条第 1 項の規定により提出された申込書を審査し、原則的に先着順で利子補給の予定者（以下「予定者」という。）を決定するとともに、予定者に対し、予定者決定書を送付する。

(現場の検査)

第9条 要綱第13条第2項の規定による中間検査は、同条第1項により提出された申請書を受付した日から10日以内に建築課長又は各総合支庁森林整備課長（以下「森林整備課長」という。）が行うものとする。ただし、要綱第9条に定める交付決定を受けていない場合は、交付決定後速やかに行うこととする。

2 建築課長は、要綱第13条第1項により提出された申請書等を審査するとともに、同条第2項の規定による中間検査を行い、又は森林整備課長に中間検査の依頼をするものとする。

(中間検査済等の通知)

第10条 建築課長は、要綱第13条第3項に規定する通知を行った場合は、建築住宅課長に対し、中間検査の結果を報告するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、知事と融資機関等が協議して定めるものとする。

2 この要領の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成31年1月4日から施行する。